

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年5月16日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

（1） 委託業務名

香川県行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業務

（2） 委託業務の内容

仕様書による。

（3） 納入場所

仕様書による。

（4） 設計・開発業務の履行期限

令和8年12月31日

（5） 運用・保守業務の委託期間

令和9年1月1日から令和14年12月31日まで

（6） 入札方法

入札者は、入札書及び技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（7） 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年7月2日午前10時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：kocho@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和7年5月16日から同月26日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号087-832-3023 F A X 番号087-862-4514

E-mail kocho@pref.kagawa.lg.jp

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年5月29日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと（電子メールでも可とする。）。

回答は、令和7年6月9日までに、本公告に係る入札説明書の交付を受けた者に対して通知する。

6 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

7 入札及び開札を行う日時及び場所

（1）入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

（ア）提出期限 令和7年7月2日午前10時

（イ）提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

（ア）提出日時 令和7年7月2日午前9時から午前10時まで

（イ）提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

（ア）受領期限 令和7年7月1日午後5時（必着）

（イ）送付先 4に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

（2）開札

ア 日時 令和7年7月2日午前10時

イ 場所 香川県知事公室広聴広報課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年6月26日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、4に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和7年6月5日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X 番号087-833-0352

- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 本公告の日から過去5年以内に、国又は都道府県レベルの行政情報提供システムの設計・開発及び運用・保守業務の契約を完結又は履行中であることを証明した者であること。
- (7) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、9の(6)及び(7)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を令和7年6月26日午後5時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。
- (3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年6月27日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者

のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

(1) 総合評価の方法

総合評価は、「香川県次期行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業者評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において、別記の「香川県次期行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業務に係る落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)に基づき行う。

なお、技術提案書の内容が、仕様書に規定する事項を満たさない場合、入札関連資料作成要領により記載又は添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。

(2) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、(1)により失格にならなかった者のうち、別記の落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計点数が最も高い入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、4に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

17 Summary

(1) Required services or products

Construction, development and system operation, maintenance for the system of providing administrative information of Kagawa Prefecture

(2) Deadline for submission of tenders

By electronic bidding system: 10:00 a.m. on July 2, 2025

In person: submit between 9:00 a.m. - 10:00 a.m. on July 2, 2025

By mail: 5:00 p.m. on July 1, 2025

(3) Contact information

Address:

Inquires and Public Information Division

Kagawa Prefectural Government

4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan

Phone:

TEL 087-832-3023

(4) Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.

別記

香川県次期行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業務に係る落札者決定基準

1 総合評価の点数

2,000点満点とし、点数の配分は、技術提案書の評価である技術点1,000点、価格点1,000点とする。

2 総合評価の方法

次の(1)及び(2)の合計点による。

(1) 技術点

アの評価項目ごとにイの判定基準により点数を決定し、全ての評価項目の点数を合計した点数

ア 評価項目ごとの配点等

評価要素	評価項目	評価基準	配点
基本要件・システム要件	基本コンセプト	本業務の基本要件が十分に理解されており、基本要件等に基づいたコンセプトになっているか。	25
	ホームページデザイン	香川県の魅力発信力の向上を期待でき、県民が利用しやすいデザインとなっているか。	50
	利用者へ配慮した機能	県民側の視点で、画面の見やすさや操作性を向上させるための機能を保持しているか。(回遊性の向上、検索の利便性、イベント等の需要の高い情報の見つけやすさ等)。	50
	Webページのメンテナンス性	職員がWebページを新規作成、修正する際に、専門的な知識を必要とせず、容易にページのメンテナンスを行うことが可能であるか。	50
	ウェブアクセシビリティ対策	WCAG2.2の勧告を受けて近い将来改正されるJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠したページ作成が可能であるか。	25
	アクセス集中対策	災害発生時等、アクセス集中時も継続して情報発信が可能となる仕組みが構築可能であるか。	25
	セキュリティー対策	新たな攻撃手法への対策について、アプリケーション側、データセンター側のセキュリティー対策はともに十分であるか。	50
パッケージ要件	仕様書記載の機能	仕様書が求める基本機能を漏れなく保持しているか。また、基本機能をカスタマイズ又は外部サービスでの実装を極力避け、パッケージソフトの標準機能で実装できているか。	25
	仕様書記載以外の機能	仕様書が求める機能を除き、委託料の範囲内で実現可能な機能が提示され、職員の作業効率性や県民等のホームページ利用者にとって利便性の高い機能であるか。	100
	操作性	直感的にわかりやすいユーザーインターフェースとワークフローを備えているか。	50

	パッケージの導入実績	適用を予定しているパッケージ製品（ベースシステム）について、国・都道府県レベルにおける類似業務へのパッケージの導入実績が豊富であり、近年の実績も十分か。実績も十分か。	100
	パッケージのバージョンアップ	システム導入後もパッケージのバージョンアップに対応でき、機能の追加・向上が期待できるか。	100
設計・開発	作業体制とスケジュール	設計・開発の体制が整っており、大量のWebページの移行やリニューアル後のホームページの公開が遅延なく実施できるか。	25
	移行手法	現行システムのデータを新システムに移行する手法が確立されており、高品質の移行が実施できるか。	50
	サイト再構築	より利用しやすいHPとなるよう、現在の課題を分析し、その課題を解決できる新たなサイトマップの提案を行う技術力があるか。	50
	情報分類の改善	県民が必要な情報を容易に取得できるよう、情報分類の改善提案が可能であるか。	50
	県職員の作業負荷	新システムの設定作業や移行結果確認等の県職員の設計・開発に係る作業負荷が少ないか。	25
運用・保守	機能改善	機能改善のための改修として、運用保守の範囲内でどこまで対応できるのか。	50
	障害の予防と検知	障害を未然に防ぐための対策、障害発生を速やかに検知するための対策は十分であるか。	25
	耐災害性	大規模災害発生時等、継続して情報発信が可能であるか。	25
その他	独自性	仕様書が求めるもの以外に独自に創意工夫し、優位性のある提案であるか。	50
技術点計			1,000

イ 判定基準

判定基準	点数（25点の場合）	点数（50点の場合）	点数（100点の場合）
非常に優れている	25	50	100
優れている	20	40	80
標準的である	15	30	60
やや不十分である	10	20	40
不足している	5	10	20
記載なし	0	0	0

(2) 価格点

1,000点×（1－（入札価格×1.1／予定価格））

※入札価格は、次の計算式で算出される。

入札価格＝設計・開発費用（Webページ移行費用を含む）＋運用・保守費用

・Webページ移行費用＝Webページ移行単価×想定移行ページ数(30,300ページ)

- ・Webページ移行単価（税抜）も記載すること。

なお、小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。